

第 2 回

第Ⅲ期

ホームレスの自立支援等に関する

推進計画策定委員会

会議録

開催日 平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日

新宿区福祉部生活福祉課

午後 2 時 0 0 分開会

○岡部委員長

定刻となりましたので、「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」第2回会議を開催いたします。

委員会のことにつきましては、テープで録らせていただいておりますので、まずは、ご了承ください。では、本日、原委員はご都合があり、欠席との連絡を受けております。

開会に先立ちまして、定足数の確認をしたいと思います。事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長

本日の出席者は8名でありますので、要綱にございますとおり、委員会要綱第6条第2項によりまして、5人以上で成立でございます。本日は定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、恐縮ではございますが、前回、みどり公園課の公園管理係長が欠席しておりましたので、ご紹介だけさせていただきたいと思います。みどり公園課公園管理係長の関根でございます。

○みどり公園課公園管理係長 関根です。よろしくお願いします。

○生活福祉課長 では、委員長、引き続き、よろしくお願いいたします。

○岡部委員長

会議に入る前に、本日は傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴の方は、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めます。

その前に、資料の確認を行います。

事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長

資料の確認をさせていただきます。

まず、「次第」が1枚ございます。

本日の配付資料といたしまして、右上に第2回会議資料1と書いてございます、第1回会議概要が1枚物でございます。

続きまして、第2回会議資料2と右上に書かせていただいております、第1回の会議録でございます。

続きまして、右上に第2回会議資料3と書いてございます、第1回会議のご意見シートをまとめたものでございます。

4番目としまして、第2回会議資料4、「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の素案の方向性」についてというものでございます。

続きまして、第2回会議資料5、「第1回ご意見シート等論点のまとめ」というものでございます。

資料6としまして、第2回会議のご意見シートを付けさせていただいております。

また、もう一枚、第3回会議日程アンケートカレンダーを机上に置かせていただいております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

過不足はございませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○岡部委員長

それでは、議事に移ります。まず、次第の1、「新宿区のホームページへの会議録等の掲載について」、説明を事務局、お願いします。

○生活福祉課長

それでは、ご説明いたします。このことにつきまして、2点、ご審議をお願いしたいと考えてございます。

まず、1点目でございますけれども、この会議につきましては、区民に開かれた会議ということで、会議録及び会議資料を区のホームページに掲載する予定でございますけれども、会議録につきましては、お名前ですとか、団体名につきまして、実名で公開をさせていただきたいと考えています。

次に、2点目でございますが、会議録の取り扱いですけれども、区のホームページに掲載するまでは外部への公表等にご遠慮いただきたいということでございます。

この2点について、事務局としてご了解いただきたいと考えているところでございます。

○岡部委員長

事務局より２点提案がございました。

まず、実名での会議録公開、これは皆さんにご了解いただいて、どうしてもご都合が悪い方は、あらかじめ事務局が原稿を渡しますので、その際にお申し出をいただきたいということによろしいでしょうか。

異議なしということで、了解をいただいたということにさせていただきます。

続いて、２点目の会議録の公開の取り扱いですが、区のホームページに掲載されてから公開という原則でお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご了解いただいたということで決定をさせていただきます。

それでは、次第の２、第１回会議内容の確認についてです。

お手元の資料１「第１回会議概要」の６、報告をご覧ください。新宿区のホームレス数は１６２人まで減少しましたが、ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人、若年層を中心とする「見えにくいホームレス」が増え、多様化している状況等の報告がありました。

次に、「第１回会議概要」の７、議事をご覧ください。

裏面になりますが、前回、第Ⅲ期の策定方針として、４つの方向性を決めました。その下に、質疑応答の主なものを記載してあります。ホームページには、会議録とこの会議概要の両方を掲載されとのことですが、以上が前回の協議内容の確認です。

それでは、次第の３、素案の方向性について、ご議論いただきたいと思います。

前回の会議では、新宿区のホームレス状況の確認と策定方針を決定しました。今回はそれを受けて、素案の方向性についてご議論していただきたいと思います。

進め方ですが、前回、皆様にお配りした「ご意見シート」の内容を事務局に資料５「ご意見シート等論点のまとめ」と資料４「素案の方向性」に整理してもらいました。

「素案の方向性」は、第Ⅲ期の素案の方向性を俯瞰する内容となっておりますが、この中で重要と思われる論点が６項目、その他の項目が８項目ございます。それをまとめたのが、「ご意見シート等論点のまとめ」ですが、これに沿って、主要と思われる６項目をまず、ご議論いただき、その他の項目は時間があればということで、もし、時間がなければ、皆様のお手元に今回の「ご意見シート」をお配りしてありますので、そちらにご記入いただき、事務局にまとめてもらおうと思います。よろしいでしょうか。

ご了承いただいたということで、進めさせていただきます。

なお、現在、国会に生活困窮者自立支援法が提出されておりますが、まだ、不透明なところがありますので、今回は、前回いただいたご意見シートで主要と思われる論点を整理・抽出した資料５「ご意見シート等論点のまとめ」に沿って進めたいと思います。

それでは、重点６項目の検討から始めます。

まず、重点（１）、「ホームレスの定義」（見えにくいホームレスについて）です。

第Ⅱ期推進計画では、支援対象について、国が定義するいわゆる「路上生活者」に加えて、「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」を追加しました。

これに対して、近年、いわゆるネットカフェ等で寝起きする「見えにくいホームレス」への支援が大きな課題となっております。そこで、「見えにくいホームレス」についてホームレスの支援対象に改めて記載するか、ということです。この件につきましては、「素案の方向性について」の１ページから２ページに、第Ⅱ期推進計画の中身と皆さんのご意見を要約してありますので、そちらをご覧くださいながら、議論をお願いします。

次に、重点（２）、「見えにくいホームレスへの支援」についてです。参考として、下の欄に区の関連事項を３点、記載しております。また、この重点の「素案の方向性について」の該当項目は３７ページです。

それでは、事務局から、この点について説明をお願いいたします。

○生活福祉課長

まず、資料５の「ご意見シート等論点のまとめ」というものをご覧くださいと思います。まず１ページ目、先ほど、委員長がおっしゃいました重点（１）「ホームレスの定義」（見えにくいホームレスについて）ということをご議論いただきたいということでご用意させていただいたものでございます。

その次の２ページ目、これは重点（２）ということで、「見えにくいホームレスへの支援について」ということでご用意させていただいたものでございます。これにつきましては、一緒に議論をしていただいた方がいろいろと話も膨らむと考えておりますので、２つ併せてご議論いただければと事務局では考えているところでございます。

また、２ページ目の下に関連事業がございます。

「巡回相談一時宿泊支援事業」につきましては、第１期の計画でございますけれども、就労支援で行う早期自立を支援するために、ＮＰＯ等の団体に対して巡回相談機能に一時宿泊機能を加えた「巡回相談一時宿泊支援事業」に助成します、ということが加記されて

ございましたが、こちらにつきましては、こういった事業の推進について、委託をお願いしているというものでございます。

その下の「自立支援ホーム」につきましては、就労意欲があるホームレスに対しまして、生活指導を短期的、集中的に行いまして、地域生活の自立の支援に充てるという事業として、新宿区として取り組んでいるものでございます。

3つ目の「就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化」でございますけれども、これにつきましては、第Ⅱ期の計画の際には「新宿区自立支援連絡会」を設置するとか、併せて、TOKYOチャレンジネットを、現在の新宿区1カ所の相談体制ではなく、都内に複数開設することを要望します、という内容でございました。

これにつきましては、「新宿区自立支援連絡会」の設置まで至ってございませんでしたが、何度も、何度かNPO団体の方ですとか社会福祉法人などとの懇談会をさせていただいたところでございます。

TOKYOチャレンジネットにつきましては、私どもとしましては、東京都へ要望してございますけれども、ハローワークと連携、協働いたしまして、ハローワーク出先機関を新宿区役所の中に設置し、連携の強化を図ってきたというところでございます。

簡単でございますが、事業の説明は以上でございます。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

今、事務局から事業説明がございましたけど、この件、重点項目の（１）、（２）について、皆さんからご意見いただければと思います。

どなたでも、いずれかの意見でも結構ですので、重点（１）あるいは（２）から始めても結構ですので、ご意見いただきたいと考えます。

これは、皆様からご意見シートということ でいただいたものを集約した「論点のまとめ」が「会議資料5」に入っております。その中でホームレスの定義、重点項目の（１）でホームレスの定義をどう考えたらいいいのかということと、「見えにくいホームレス」への支援ということにつきまして、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○生活福祉課長

すみません。資料の説明が足りなかったようですが、再度説明をさせていただきます。

資料の見方につきましては、資料5の「論点のまとめ」というものに、私どもで、重点

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)と番号を付けさせていただいているところでございます。例えば1ページ目をご覧くださいますと、重点(1)「ホームレスの定義(見えにくいホームレスについて)」の下に、2項目あるかと思いますが、その下の方の「素案の方向性について」、「会議資料4」になってございます。

この「会議資料4」の1ページから2ページに記載されていると思います。この1ページから2ページ、これにつきましては、資料4の1ページの「第Ⅰ章 3 ホームレスの定義とタイプ」というところから、次のページの「第Ⅱ章 ホームレスの現状」の上までということでございます。

その中で、委員の皆様からいただいたご意見を要約させていただいております。こちらの方に、ご意見番号の13、14、22として記載させていただいているものでございます。この13、14、22が何かというところでございますけれども、これにつきましては、「会議資料3 ご意見シートのまとめ」というものがございます。こちらの方にそれぞれ体系ごとに整理させていただきまして、ご意見番号を1から順番に振らせていただいたものでございます。

したがいまして、今日、いきなりお配りして全部見るのは難しいとは思いますので、「会議資料4 素案の方向性について」に委員の皆様のご意見をまとめさせていただきましたので、こちらをご覧くださいながら、「会議資料5」に沿ってご議論を進めていただきたいと事務局で考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡部委員長

今、論議していただきたいことについて、「会議資料5」の重点的な論点(1)、(2)ということでお話をしましたけれど、この中で、標記のところで、それぞれ皆さんからいただいたものを載せさせていただいたものを再構成させていただいて、それぞれのところに振ってあるということですね、

特に「会議資料4」ですね。それを、要するに集約して抽出したものが、「会議資料5」ということになります。ですから、そのところを見ていただきながら、ご自身のところで、ご意見いただいた方、それ以外の方も含めて、ご意見いただければと思います。

いかがでしょうか。

○岩田委員

見えにくいというのは、まさに見えにくいために、どうやってそれを把握していくかという方法論の問題にもなっていくとは思いますが、全体の議論で私も申し上げなかったのですが、新宿の一つの特徴として、女性のホームレスの問題をどのように扱っていらっしゃるか……。ホームレス自立支援法では男性に限定していないわけですが、事実上、自立支援対策は男性用になっておりまして、女性の場合は、女性の観点から、区の女性福祉担当で対応されていると思います。あるいは、東京都の場合は、東京都女性相談センターがありますので、そういう所が措置して、女性の更生保護施設に入り、または生活保護の更生施設などを利用するというような形になっているのか。

つまり、新宿の場合、様々な飲食店とか娯楽施設が集中しているわけですが、同時に、それが、例えば、コマ劇場の周辺等は非常に寂れてきているので、そういう所に隠れることもできないような方たちもいるんじゃないかと思いますが、何か、そういう方たちが相談窓口に出るとか、そのあたりを伺いたいと思います。

○岡部委員長

どうもありがとうございます。女性のホームレスの方に対してどうなのか……。

○生活福祉課長

今現在、福祉事務所の窓口で、女性の方で相談にいらした方につきましては、新宿区としては、施設は3つでございますけれども、ベッド数というか、部屋数があるわけでもないのですが、部屋を確保しておりまして、一時的な避難、お住まいを提供しています。

確かに、委員がおっしゃるとおりで、自立支援センター利用は男性だけでございますので、そのような所が満室の場合には、更生施設を利用させてもらっている現状でございます。ご相談に来ていただきまして、泊まる所がない場合につきましては、新宿区でお願いしている女性関係の施設に一時的に避難をお願いしているという状況でございます。

○岡部委員長 この件に関して、副委員長からご発言をお願いいたします。

○鈴木副委員長

今、女性のホームレスというお話がありましたけれども、19年度、路上事業の再構

築の検討にあたり、女性への対応も必要であるという認識が特別区の区長会にもあったと思います。

その影響もありまして、今現在は自立支援住宅、これは自立支援センターの一つの借り上げアパートですが、ここですと、男性、女性という性別は問題ございませんので、そちらのほうへ入っていただくようなことがあります。

私の記憶ですと、大体年間5名ぐらいの女性利用者の方がいるのではないかと思います。以上でございます。

○岡部委員長 岩田委員、よろしいでしょうか。

○岩田委員

今のことをちょっと教えていただきたいのですが、そういった方たちを把握されるというのは、相談に来られるのか、それともアウトリーチみたいな形で接触できるのかということと、それともう一つは、年齢の幅ですね。

路上でも若干女性が把握されるわけですが、その場合、男性と違いまして、年齢幅が非常に広い、つまり、各年齢層に分布している状態ですね。男性の場合は、路上に住まう場合は中高年あるいは近年は高齢化していますが、隠れている、見えない場合に、特に若年、日本の場合、若年というのは30代ぐらいまで含めますけれども、多分、ネットカフェや会社の寮というような、そういう状態を含めて……。

女性の場合には、病院とか、あるいは、すぐ病院からでなく、女性も例えば、サービス産業で持っている寮から失業して出てくるとか、それから、DV等で家出をしてくるとか、いろんな理由があると思いますね。例えば、どのようなことを把握されていますか。

○生活福祉課長

では、事務局で。私どもの福祉事務所ですと、年齢としましては、16歳ぐらいの方から、ご相談や、通報を受けて、対応している所でございます。妊娠とか出産の関係で、警察ですとか病院からの収容ということが、特に若い方に多いという現状はございます。実際に相談に来る方もいないわけではありません。そういった方もいるという現状がございます。

○鈴木副委員長

入所理由とか、相談のプロセスですけど、なかなか、私どもの方は施設という形で、直接的に相談という所ではございませんので、まず、福祉事務所で、この方は施設を利用された方がいいのではないかとということで大抵設定されますので、そこまでのプロセスというのはなかなか見えにくい状況でございます。

ただ、現実的に見ますと、やはり仕事についているけれども、要するに居所がないという方が多いのではないかなと思います。ですので、これまでは仕事をしていたけれども、何らかの理由で失業して、なおかつ住居を失ってしまったという方で、たまたま仕事に何とか就けそうだけれども、住む場所がないという形で、先ほど、申し上げました自立支援住宅を使うという方が多いと思います。

○岡部委員長 よろしいでしょうか。では、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

「見えにくいホームレス」、一つの例として、女性の方が相談等に結びついているのかどうかとか、アウトリーチという方法が取られるかどうかということと、その方たちがどのような場で生活支援を受けるのかという話だと思います。

これは、ある意味では、重点項目の（２）の所で、「見えないホームレス」に対しての支援という所につながってくるお話でもあったかと思います。よろしいでしょうか。

○大西委員

進め方ですが、この「ホームレスの定義」の話と「見えにくいホームレスの支援」について、ここで議論をして、方向性を決めたいということですね。

僕が書いた意見の話を少しすると、ホームレスの定義というのは、国が言っているのは、ここにもありますけれども、公園とかその他、正確には公園、道路、河川敷で生活しているいわゆる野宿者の方が定義であって、新宿区の定義だと、そこから、前回第Ⅱ期の計画だともう少し拡大しているということなんですけど、僕からの提案としては、例えば、何かしらシェルターに入っているとか、屋根の下に入っているとか、そういったご本人の安定した居所が自宅ではない状態にいらっしゃる方、例えば、脱法ハウスの問題というのが近年は大分言われているんですけども、そこに住む彼らは確かに就労しているんですよね、実際。就労していて、バイト、生活保護基準以上の収入があったりもするんですけども、一方で非常にハイリスクといいますか、就労の仕方が不安定なので、そうすると、居

住の環境というものも、いわゆる賃貸借契約とかではないので、余り権利が守られていない形態なので、失業すると家賃が払えなくなって出ていくと、路上生活になるという、不安定雇用と不安定居宅という両方の状態に、今の就労での仕方ではなると。だから、安定した居宅状態にない方ですよ、という方は非常にリスクが高い。

例えば、それは宿泊所とか自立支援センターを使わずにいても、どうせまたホームレスになってしまうと。もちろんアパートにいても、そうなんですけど、失業した場合は。

ただ一方で、そういった安定した居住・居宅の環境にない方というものを定義として、第Ⅲ期では、第Ⅱ期よりも少し拡大して捉えてもいいじゃないのかなと。

なぜかという、前回のここでもいろいろ出てきているのですが、新宿区の相談件数、減ってはいるんですけど、新宿区のホームレスの方は160人ぐらいと概況調査に出ていたと思います、福祉事務所にはホームレス等の方が年間、約1万人ぐらい相談に来ているということです、いわゆるホームレスの方以上に安定した居住・居宅の環境にない方がかなり多いんじゃないか、ということはあると思うんで、そういったところに定義を少し拡大して、計画を考えていくといいんじゃないかと。

それに付随した話が新宿区のホームレスの定義という話ですけれども、ここも同様に、例えば、今のホームレスの状況というのは「会議資料3」の4、5、6、7、8、9ぐらいが僕の書いたものだと思うんですけど、読んでいただければと思いますが、そういう「見えないホームレス」状態の方に対して、どういった支援を行うか。従来型のいわゆる就労の有無ではなくてという形も、もちろん、それも重要なんですけど、一方でそういった不安定雇用について路上化する方が増えている現状とか、そういったことを考え、まず、居住のところ、居宅への移行支援というものを重点的に応援して、就職ができる方はもちろん就職してもらいんですけど、就職に時間がかかる方も、そういった安定した居住について生活保障と居住の支援をして、最終的に長期的な雇用につけるような支援をやった方が、結果的にそういった不安定雇用についているような広い定義でのホームレス状態の方の支援につながるんじゃないのかなということで一応書いたんで、それを意見として言います。

○岡部委員長

結構です。ありがとうございます。

皆さんからいただいたご意見を基にして、論点のまとめをしておりますので、今、大西委員が書かれたことについては、それを反映するという形になっていると思いますので、具

体的なことでは、資料の中にそれぞれのご意見を基に入れてありますのでご参照ください。

これを見ていただきたいのですが、「会議資料4」の2ページのところですね、1ページないし2ページのところに、「3 ホームレスの定義」というものが書いてあり、その次に「ホームレスのタイプ」が書かれております。

これは第Ⅱ期の計画のときに作らせていただいたものです。仕事と住居が確保できれば、すぐに生活が可能になる「タイプ3」に当たるような、先ほど、お話があった脱法ハウスの方たちまたは、ネットカフェの方はその「タイプ3」に、どちらかというところと少し重点化しているのではないかと読めますし、そのことを念頭に置いて、ご発言があったのではないかと思います。

それと、先ほどの女性のホームレスの方も、タイプ1、2、3の中のどちらかに入るとはと思いますが、関係性がとれないというような方も中にはいらっしゃるし、「タイプ3」の方もいらっしゃると思えるということもあろうかと思います。

それと、今、ホームレスの、重点項目の(2)のところですね、先ほどのところで、重点(1)とも関連しますが、「見えにくいホームレスへの支援」ということで、どのようなことをしたらいいのかと、2ページの最後の「資料5」の後ろに、「資料4 素案の方向性について」の事業の展開というところと65、あるいは素案のところと37というところと出されておりますので、具体的に、「見えにくいホームレス」の方について、どのような具体的な支援が必要なのかということ、今後、皆さんからいろいろとお知恵を出していただきたいと思っております。この重点(1)、重点(2)ということ、計画の中に反映できればと考えております。

では、論点に戻っていただいて結構ですので、論点、重点の(3)に進めさせていただきたいと思っております。

「会議資料5」の重点(3)です。「高齢者ホームレスへの対応について」ということで、第Ⅱ期では、63ページに該当項目があります。「資料4」の36ページを少し見ていただきたいのですが、これは意見として皆さんからいただいたものを含めて入れさせていただいているものです。「資料4」の36ページを見ていただきたいのですが、36ページ、高齢者支援ということで、ホームレスの高齢化の進展ということで、論点13「高齢ホームレスに対する支援のあり方」あるいは「低所得高齢者の住宅確保が困難化」ということでご意見、そして、論点13についてご意見いただいている居宅の低所得者問題についてということと、単身・低所得高齢者の住まいの問題が出されているかと思います。

この点についてご意見いただいた方、委員の方を含めて、この回のところを補足でも結構ですし、あるいはそのほかの委員の方もおっしゃっていただければと考えます。いかがでしょうか。

高齢者あるいは住居困難等に関する対応ということで、ご意見いただけますでしょうか。課題は居宅の低所得者問題という所に入っています。いかがでしょうか。

○岩田委員

もちろん、理想的に言えば、先ほど、大西委員がおっしゃったように、住宅として不十分な所に住んでいる高齢者等の問題なども、当然、視野に入れなければならないと思うんですけども、一つのコアとしては、野宿している人はだんだん数が少なくなってきたんですけども、その中に長期に野宿している高齢者が残っているという問題が一番核心にあるんですね。

その周辺に、本来、ホームレスというべき若い人や女性が、そうした見えない形にいる。あるいは、シェルターに入ったり、宿泊所に泊まったりしている場合はホームレスとみなされないという問題がある。

それで、長期に高齢者が野宿しているという場合は、当然、野宿状態でできる、路上でできる何らかの雑業に従事しているということで、缶拾いであるとか、雑誌の販売であるとか、多分そういう業者との一定のネットワークがあったり、あるいは、寝る場所の確保があったりして、そちらの方が自分の生活を確保する上で、行政に相談するよりも信用できると考えていらっしゃると思います。意見です。つまり、行政を余り信用してないのではないかと思います。

ですから、つまり、例えば、自立支援センターの中に入ると、せっかく開拓した路上の仕事や備えが途絶えます。そのため、不安がある。あるいは、50代後半あるいは60代になると、自立支援センターに入っても、一般労働市場での雇用ができるとは思えないという極めて常識的な判断があるんだと思います。

ですから、そのあたりも、何といいましょうか、そういう仕事付き住宅という変ですけども、かつて大阪等の場合はくず拾いをしたり、仕事をしたりしている人たちのために、公営住宅の後ろにそういう仕事の道具を置ける場所を作るとかですね。それから、私も自立支援センターができたばかりの頃に大阪に見に行っただけですけども、犬や猫をつないでおく場所があるとか、リヤカーを置く場所があるとかという、かなり現実的な対応をさ

れたんですね。

それでも、もちろん、拒否して嫌だという人はいたようですけれども、何かちょっと工夫したら、さっきおっしゃったように、住宅の不安定あるいは住宅がないということと、それから仕事の不安定、高齢者の場合は雇用市場に戻るということは、特にもう65歳を過ぎていて野宿していて保証人もいないなんていう場合は、ほぼ不可能だと考えるしかないわけですね。

そうしますと、そういう方たちをどのように路上から住宅に移動してもらって、何をしながら生きていく望みを持っていただくかという、そういう方向で考えなきゃならないということが一つあると思います。

○岡部委員長

どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

今、ご指摘がありましたように、住居・労働が不安定な方で、かつこれまでの一定の生活の継続性を考えるということが必要です。また、一般的な労働市場の就労は難しいかと思いますが、都市雑業的なところとの結びつきがありますので、行政の関わりにどちらかというと拒否的な傾向にあります。そういうことを念頭に置いた支援というのを考えるべきだということだと思います。

では、少し先に進めさせていただいて、重点項目（４）、「資料５」４ページ「再路上化の防止について」です。「会議資料４ 素案の方向性について」では該当項目が３９ページに出ていますが、ご意見をいただきたいと思います。この件に関して、いかがでしょうか。

○大西委員

先ほどの岩田先生の話とも多分つながってくる部分もあると思うのですが、いくつかのパターンがあると思うんで、明確には難しい部分があると思うんですけど、再路上化する方は、僕らが支援をしていて、相当、多いと感じているんですね。

すごく支援しづらいなというを感じているんですけど、それは、長期的に路上生活をされている方の中にも多くいらっしゃるんで、まず一つは、すぐアパートに入れるならいいんだけどという方が結構多いですね。過去にそういった何らかの福祉施策を利用されていて、そこで例えば何人か部屋だったりとかということであったり、そこでトラブルが

あったりとか、そこでうまくいかなくなってしまっ出てしまっ、かなり福祉への不信感がひどくなって、そういったことはもう受けられないという方もいれば、もともと、福祉施策は自分の使えないものと思っている方もいらっしゃるし、それは様々な状況があります。

「ホームレスの実態に関する全国調査」でも、今のままでいいと答えている方が32%確かいらっしゃるんですけど、でも、何らかの形で福祉施策を利用したいという方とか、福祉施策を利用してアパートに入りたいという方も3割ぐらいいて、というか、いろいろな割れているので、一概に言えないと思うんですけど、やっぱり一定層、そういった福祉施策を利用したいという層というのはいますが、そこでミスマッチになっている要因としては、小手先の居住環境というのが一つある。そのハード面の要因としてですね。

ソフト面の要因としては、先ほど、岩田先生がおっしゃっていたように、つながり、路上の中のつながりとかというのがソフトな形であるので、一度施設に入ったりアパートに入ったりすると切れてしまう。これは僕らもそういう活動をやっている非常に感じていて、我々が保証人を提供したりとか、そういう緊急連絡先を提供したりという、アパートの居住支援をやってはいるんですが、アパートに入ったら孤立してしまうという問題があって、カフェを開いたりとか、今、巣づくりの活動をささやかにやっているんですけど。

ハード面では、まず、本人のプライバシーが守られる安定した居住環境と、ソフト面ではコミュニティ機能というのをいかに新たにつくれるか、それはいろいろなNPOでやっている活動もそういうものに含まれてくると思いますし、そういうのと両面でいかないと難しいのかなということを感じていてですね、例えば、グループホーム的なものも一つのそういうコミュニティ機能としてのものとしてあるでしょうし、逆に、通所施設のような、それは彼らが来る、通ってくるというのか、こちらが訪問に行くという形とか、それはサテライト的にやるのか、グループホーム的にやるのか、幾つか組み合わせていくのかというのは、いろいろなモデルを多分やってみていく必要があるとは思いますが。

ハードとしては、まず、安定した居住を確保する。それは公営等も、「麦の家」とかの取り組みとかというのは新宿でもされていて、あれは安定した居宅に住む大変良いアプローチだと思うんですけど、そういった居住的な区分と、でも、そうすると、コミュニティが切れてしまうということを、そういう居場所づくり的なもので、就労、労働市場に戻るのは難しい方が非常に多いので、そういうことは考えていく必要があるのかなというのは、ふだんの「もやい」の活動の中では感じています。

○岡部委員長

どうもありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

再路上化を防ぐにはどうしたらいいのか、ということは、路上生活から、先ほど、岩田委員がおっしゃられた、それを、少し具体的なところで、大西委員がグループホームであるとか通所型あるいは訪問型ということで、その中でどういう機能を持つかということになるのかという発言をされました。両面が揃って、初めて「再路上化の防止」というものができるのではないかというお話であったかと思います。

佐久間委員は、高齢者の支援とかそういうことを念頭に置きながら、いろいろ事業を展開しているかと思うんですけど、何かこの件に関して、補足とかそういうことはございませんか。

○佐久間委員

僕は「ご意見シート」を書きながら悩むところがありまして、定義を余り広げると拡散してしまうので、ある程度、長期の、岩田先生がおっしゃったとおり、長期・高齢のホームレスの方の問題まで一旦解決するというか、その間の部分をやるというのを、ぜひ……。

大西さんが言われたことはわかるんですが、そうなってくると、多分、現場もかなり変えていかないと恐らくいけないのかなと思います。

高齢者で生活保護までいかないけれども、微妙な層の方たちの問題が多分これから出るとは思っているんですけど、それをホームレス施策とすると、少し飛躍し過ぎるような結論もあって。ただ、視野には入れておきたいなという感じです。

それを中心的な議論に持っていけるかということ、恐らく、いろいろな自立支援センターがあって、支援事業もあって、それでもまた路上に戻っている方々の層が解決つかないところに、もし、オリンピックとかで新しい層が入ってきたりするとちょっとややこしいなというか、そういう整理が思ったように……。

だから、そこで意見を書いたんですけど、僕が書いたものでは、中心的には、なかなかできないのかなと。どうですか。

○笠井委員

高齢者の現場で、現状のホームレスの方々、昔からホームレスと言われているの方々、そこが中心になるのは当然なわけであって、それを目指して、この4年間ですか、中心的に

やっていく。残ったところは生活困窮者自立支援法で対応していく、というのが一番ベストではなかろうかと思います。

○岡部委員長

どうもありがとうございます。

「見えないホームレス」というのは、ホームレス予備軍として捉えるのか、どうなのか。また、ホームレスになった方が再路上化にならないように、どのような手立てをするのかについては、ホームレスの規定の仕方とその関わりになろうかと思います。また、ご意見あればお聞きしたいと思います。

重点項目の（４）「再路上化の防止について」ということで、「素案の方向性について」では、先ほどと同じように３９ページになるかと思います。先ほどの話とも少し重なりが出てくるかと思いますが、この件に関してご意見いただければと思います。

資料を読んでいますと、いかがでしょうか。先ほどの長期化して固定化した層、しかし、なかなか相談へのアクセスや行政等がつかない層、それは高齢者のホームレスとは別に心の病とか知的な障害等のある方、軽微な犯罪を繰り返す、そういう方たちを想定していると考えます。

そういう方たちに対して、なかなか路上からの脱却が難しいと。路上、見えないホームレス、屋根ありの所にいらっしゃる方、こういう方たちに対して再路上化の防止に努めるということで、第Ⅱ期のところでは、宿泊所・アパート等の継続とサポート・支援では、先ほど少し触れました通所型であるとか、訪問型、あるいは、場合によってはグループホーム的なものも考えられるのではないのでしょうか。

第Ⅱ期ではそういうことを書かせていただいておりますが、皆さん何か、ご意見等はありませんか。

○岩田委員

これは、あくまで統計的な言い方ですので、現場で支援をされている方々から違う意見があればお伺いしたいと思うんですけども、高齢で長期に路上にいる人と「流動層」と私は呼んでいますけれども、行ったり来たりする層というのは少し違う層でして、年齢的に言うと少し若い層なんです。

新しく流入するのは若い人で、長期化しているのは高齢者層、その両者の間の層がちょ

うどこの「流動層」なのですね。そういう場合、興味深いのですけれども、その層は生活保護の受給歴があり、自立支援センターにも入ったことがある。つまり、福祉のシステムに非常に親和的な人たちなんですね。そういう人たちが、そこからまたドロップアウトして路上化している。

このような感じというのは、ずっと路上にいる高齢者は、巡回相談ぐらいにしか支援の呼び掛けに応じていないんですね。それ以外のサポートは、余り信用してないのか、拒否ということですけど、再路上化するような、つまり行ったり来たりする層、これはあくまで統計的に全国調査がやっている「前にも路上にいたことありますか」という調査の隙間の中に入ってきた人なのか、それ以外の人なのか、そういう聞き方ですから、いずれにしても厳密ではないのですけれども、恐らく何度も行ったり来たりしてきて、福祉にも非常に近い。

だから、本当を言うと、ここが一番問題で、つまり制度の失敗で、どっちが悪いかは別としてですね、つまり、支援につかまれば、うまく自立とか安定住宅に行くかという、そうではない。何か、依存しながら、また、ふっと出ちゃうといいますか、これは少し前の更生施設の資料ですが、10年間のデータを見てみると、入所者はだんだん若年化しているんですけど、無断退所がだんだん増えてきていまして、高齢層の長期路上というのは、随分と違う性格の問題がどうもありそうだということですね。

これはフランスの社会学者のポーガムという人の実態調査から得られた、社会的排除理論なんですけど、仕事を熱心に探すが見つからないと、ソーシャルワーカーにべったり依存する段階に移り、その後、今度は引きこもるといいますか、ドロップアウトするというような「降格理論」というのがありますが、何かそれに近いような、すごく危なっかしい層のような感じですね。

どうして、せっかく生活保護やなんかを利用しながらうまくいかなかったかということがわかると、対策も立つと思いますけれども、こういう「何度も利用する層」というのは、多分、これは語弊があるかもしれませんが、区の窓口や自立支援センター等でも、嫌がられる。「ああ、また来た。どうせまたうまくいかない。」という、多分、そうなるのかなとも思います。そういう層が、そう多くはないのですけれども、2割弱ぐらいいるという計算になります。

そうすると、どういう対策を取ったらいいか、ということを考えるということは単純ではなくて、つまり、非常にいろいろな公的対策をしているわけですが、対策自体が一

定層に届いてない、長期高齢層に届いてない。中年層には届いているのに、うまくいかない。せっかく届けても、うまくいかないというのと、それから、新しい若年問題ですね。

私がおもうには、若年層の問題は、国を挙げて今一生懸命やろうとしていますし、いろいろな対策が、今後、生活困窮者自立支援法なんかでも、やはり、若者をターゲットにしていますが、再路上化というのは、丁度、40代から50代の半ばぐらいまでですね。

本当に、きれいに年齢層に分かれているんですけども、私も、どのようにこれを考えていいのか、よくわからないところがあって、ある程度は仕方がないことかなと思いますけど。

だから、そういう何度も来る層に対する支援、少し欲張った要求かもしれませんが、支援のありようというのが、例えば、単純に3つの類型化をすると、違ってくるのではないかと。そのあたりが少しやはり……。

それは、役所だけじゃなくて、NPO、社会福祉法人も含めてなんですけれども、何か幾つかの違う支援のあり方というのを考える必要がある。「個別に」というのが、もちろんありました。私、「個別に」ということは、もちろん一つのメリットがありますが、その前に、何か、幾つかの、やはり類型化をしながら、あるプログラムをつくっていく、それを個別に展開していく、そういう方法をしないと、何かいつもこぼれてしまうというような印象があります。

○岡部委員長

制度を利用するということもあります。頻回に利用する方もいらっしゃいますが、それを問題に拒否をされる方もいらっしゃいます。

今後は、ホームレスの方々のより自立・自律した生活をどのように考えたらいいのか、より考えていかなければなりません。皆さんはどう考えますでしょうか。

○笠井委員

こぼれ落ちていくのは当然のこととして、それを今までそういうことを考えていなかったということの方が問題なのかなとは思います。

今迄、ホームレスの自立支援センターが自立支援の仕組みの中にあって、就労につながる支援があって、それに向かっていく。

とても、やりたいというか、後戻りもできないし、自立もできない。最近、多少は見

直しがされているようですが、そういうがあるので、制度が、もう、そういう一本道の制度しかつくれなかったことに、今後も課題が残る。

もちろん、本人たちの様々な問題を問題視するかどうかはともかくとして、現状としては、非常に大きなゆゆしき問題というのがかなりあるとは思っておりますけれども、そこを補う出入り自由なシェルターが昔ありましたけれども、そういうような、気楽に入れるというようなところも、気楽に出られる。出ていくことによって、また、路上生活が嫌になってまた戻って来られる、そういう場所というのがないんですね、この国はね。

だから、それが新宿中央公園になってしまって、溜まり場になるという、公園に、公園のつながりになってしまうということだと思うんですね。

だから、これはある程度、もう、その辺は仕方がないわけであって、それを問題視するか、しないかということだと考えるのかなと思います。あとは、アメとムチとよく言いますが、路上化したらアメの部分ばかり出してきて、ムチの部分が多かったというところで、非常に均衡が悪かったと思います。

○岡部委員長 事務局、どうぞ。

○生活福祉課長

先ほど、岩田委員からありました、いわゆる高齢化した、見えるホームレスの方と、最近、増えてきていると言われている若い方、その中間の方、確かに私どもで巡回相談を行いましても、福祉施策、自立支援を含めまして、なかなか、ご相談に乗ってくれないというようなこともあります。

実際に話を聞きますと、やはり、例えば自立支援センターに入りまして、入ると当然、その施設のルールを守らなくてはいけないということになりますので、そのルールが厳しくて耐えられなくて、出てしまう方もいらっしゃいます。

例えば、自立支援センターに入った、もしくは、ホームレス状態でいわゆる宿泊所等に一旦入っていただいた後にアパートに移っていただいた方については、生活保護を基本的に適用しているケースが多いのですけれども、当然、40代から60未満の方ですと、私どもとしては、一定程度、体に病気がなければ、就労指導を行うことになります。

その就労指導を行うと、それが嫌で、アパートから出て行くという人も中にはいますし、あと、金銭管理が出来ていないというか、生活保護費をもらっても、全部自分の好きなタ

イミングで使ってしまい、実際、家賃の滞納をして、それが何ヶ月か溜まるところで、大家さんから話が来ますので、そういった関係で再路上化している方が多いと思っています。

あと、これは、あくまでも私どもの感想ですけれども、一旦、ホームレスの生活をやっていた経験があるからとは思いますが、再度ホームレスになることについて、一般の方と比べると、恐怖心がないのかなという、ホームレスに戻ればいいという安易な考えの方も、中にはいると考えているところです。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。まだ、よろしいですか。

○岩田委員

何度もすみません。この間、新宿区にも、ハローワークにもお世話になったりして、就労活動中と、それからTOKYOチャレンジネットの利用者の方のインタビューをうちの大学院の学生が行いましたが、そのとき、私も何回か、一緒に聞いた内容をお話しします。

これは、若い人なんですけれども、やはり住宅問題が非常に切迫している人です。就労意欲もあって、就労したいんだけど、住所がないということがありますので、例えばチャレンジネットの場合でも、チャレンジ介護を今、中心にやっていますので、介護の方に登録して、一時住宅にいるんですね。

インタビューで「受かったら、介護を本当にするの」と聞いたら、「しない」って言うんですよ。私も話しているうちに、この子は介護に向いているのかな、と思うようなタイプで、「じゃ、何してきたの」と聞いたら、「ずっとラーメン屋のアルバイトをして、実はラーメン屋の仕事がしたい。だから、これから、前のアルバイト先の先輩に会いに行って、仕事を探したい。」というようなことを言っていました。なるほど、「ラーメン屋などに行きたいかもなあ。」など、こちらも納得したような感じでした。

その辺も、安易なのか、あるいは、何ていいますか、こういう職業キャリアみたいなものに対しての自分の考えや、あるいは周りの適切なサポートみたいな、若くても、かなり早くから働いている子が多いですから、その方々、高校を卒業した、中退という場合でも、もう、高校生の1年から当然働いている。場合によっては、中学から働いているという子たちもたくさんいますので、そうすると、どっちかという、そういう飲食店とかコンビニとかいうサービス業の方が、コンシューマー（消費者）としてもそうだし、労働者としても、とても近いんですね。

多分、介護職なんていうのは、すごく遠くて、住宅のためにやる振りをしたということなのかもしれません。

そういう方の話も少し伺ったりすると、当然、産業構造が変わってきますから、今迄やってきたこととは違う産業に志願させなきゃならないという、そういうことが、現在の日本の課題であるということを十分承知した上でなんですけれども、今後、うまいこと、これまでのキャリアも生かしながら、やはりその適性に合った就労分野に指導を持っていかないと、やはり整合しないのではないかという感じもあります。

それから、生活保護行政とハローワークとが連携して、ようやく就労支援をやり始めたと思いますが、ハローワークにとっても、今まで余り会ったことのないお客さんであるわけです。そう言ってらっしゃいました。ですから、どっちかという、ロコミで友達から聞いた、とかですね、自立支援センターに入っていた人が就労活動をするために、昼間、いろいろ動いているうちに昔の友達と会って、「それだったら、こういうの、あるよ。」と言われて、「ああ、そうかい。じゃ、早速やってみよう。」と案外、そういうことが多いようなんです。

だから、やはりじっくり話を聞いて、どんなことをやってきて、何が面白かったかということ、を十分理解した上で、根気よく、やはり生活の再建ですよ。仕事もそうだし、家計をどのように管理していくかということもそうだと思いますけど、かなり根気よくやらないとなかなかうまくいかない人と、割としっかりしている人、個人差がやはりありますね。

私は、長期に路上にいる高齢者は非常にしっかりしていると思います。逆に言うと、自分で食べる能力があるわけですから、でも、路上は危険ですから、それがいいと思ってはいません。うまく、それも適切な住宅に移動しながら、やはりコミュニティ、社会関係もつなぎ直していくということが大事だと思うんですが、仕事への習得訓練とか、仕事への誘導の仕方が少し何か余り上手じゃないような印象がありますね。

○岡部委員長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○笠井委員

自立支援センターのメニューにつきましては、この職業相談が非常に重要でございまして、様々な職業、その人の能力に合った形のものを伸ばしているとは思っております。

昔、就労支援は、建築、警備、清掃、多分清掃だとかね、ということ、50代以上のホーム

レスの方が仕事を探す時は、大体が技能者でございませんで、若干の技能講習を受けさせながら、そういうところに行くと。ないしは建築の関係で言ったら、資格を取って、そういうところに行って非常に安定していると。そういう形で指導してきたと思いますけれども、最近の若年層は建築に行かない、警備に行かない、清掃にも行かないということで、それで介護に行っても、先生がおっしゃるとおり全然合っていないというようなことで、なかなか、向かっていく方向性が見えにくい。マッチング問題がかなり発生しているというところが、かなりの問題点だと思うんですけども、そこはどのように解決していくのかというのは、今、悩んでいると思いますけど、まだ、光が見えてこないところじゃないかと思うんですね

○岡部委員長 どうぞ。

○増村委員

すみません。私どもは実際に支援しているんですが、結局、就労問題は、どこでもやはり一番大事なことになっていると思っております。新宿ではないのですが、他のところで、実際に施設に訪問して、ずっとその方が個人の住宅を借り、自立できるまで支援しています。

私たちの支援現場では、就労といっても、ハローワークでなさっているような就労支援ではないんです。本当にその辺の魚屋さんでアルバイトをしてみるとか、区が実施している放課後学校開放の支援員ってありますよね。そこで、短時間ずつ、じゃ、週に1回やってみない？とか、そういった形でまず、生活を立て直すことから考えていただく生活支援から始め、それがどんどん本人の自信に結びついて就労に、さらに一般就労にといくような伴走型の個別支援をずっと展開しております。

再ホームレス化をどうしよう、ではなくて、やはり、再ホームレス化は当たり前のことと思っています。そもそも、そう考えないと、最初からホームレスにはなりません。そこを考えて、もちろん、中には、そのままきちんと就職なさる方もいらっしゃいますが、どうしたら再ホームレス化しないか、というよりは、しないように、個人個人がどのように一人一人を支援していくかというのが、ちょっと気の長い話ですが、私たち社会福祉士の支援の仕方になっています。

あと、高齢者に関してですが、私は成年後見を受任しておりますが、その中で、お二人

ほど、家主に古くなったアパートを取り壊すので出てくれ、と言われ、引っ越し先の契約に保証人が必要となり、成年後見人は保証人にはなれませんが、財産管理はさせていただきますので、成年後見という制度を利用なさった方がいます。

結局、一人暮らしで身寄りもないその方たちは、アパート取り壊しという事態を対処できなければホームレスになるのかな、と思いました。そんなホームレス予備軍ともいえるような方にはまた違った組織が介入するのですが、そこまで広げてしまうと、本当に現代では、ありとあらゆる方がホームレス予備軍ともいえると少し感じております。高齢者でしたら、高齢者総合相談センターなり、介護保険なりの制度がございますので、そういう方向で救う、という語弊がありますが、関わっていけるのかな、と思っています。

それから、長期の高齢者のホームレスですけれども、この方たちの中にとっても頼られている方がいて、これは夢みたいな話ですが、コミュニティごとまとめてどこかにアパートでも借りて、一種のグループホームのような形の制度があればいいといつも感じております。

やはり、一人一人が孤立してホームレスになったのでしょうか、せっかくそこでコミュニティができ、いろいろな情報交換もあり、ご本人たちは非常に満足して生活しているところ、切り離して別々の施設に分散されてしまうのは、多少問題があるな、と思います。空き家の利用、とか、そういうのがございましたよね、そのコミュニティごと、どこかのグループホームに移りませんか、って、そういった形で移ればいいのになあ、と考えております。以上です。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

またいろいろご意見あるかと思いますが、先に進ませていただければと思います。

資料5の5ページ、重点の(5)、「東京オリンピック(平成32年開催予定)への対応について」です。これは第Ⅱ期の推進計画においては、この項目はありませんでした。

「会議資料4 素案の方向性について」における(7)第5項目33ページ、資料4の33ページをご覧いただきたいのですが、33ページの下段のところに、「東京オリンピックへの対応」(新設)と書かれております。この箇所が、「東京オリンピックへの対応」ということで、会場予定地や新宿一帯の対策、閉会後の失業者へのホームレス化への懸念等ということで書かれているものです。

この件について、少し先の話でもありますけれど、ご意見いただければと思います。

○笠井委員

書いたのは私です。

オリンピック関連で様々な動きがあるわけですが、このままホームレス対策とのリンクをしなければ、オリンピックの開催の前に、「あっ、ホームレスがいたんだね、それじゃ、追い出してしまえよ」と、こういうことになりかねません。

そういう意味では、早目、早目に手を打った方がホームレスの方たちのためにも、地域の方々のためにもよろしいのではなかろうかと思われます。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の中には、適正化の問題というのが余り触れられたくない問題みたいな、誰も触れないし、成果としても余り出さないところなんですけれども、適正化の問題は少なくとも最初から法令に入っている中で、この間も、戸山公園・新宿中央公園で、テントの方々をどのように移行させるかということを私たちもやって、参画してきましたけれども、非常に手応えは感じています。

先ほどあった長期化したホームレスの方々の対応にもつながると思いますけれども、実際は、例えば、戸山公園の場合は、国体の会場に戸山公園の中にある体育館が使われるということを名目にして、「ここにいられないよ」という、ある意味の圧力ですね、そういう状況をつくって、それで「これからのことを考えましょうよ」というところから始まって、それで、具体的にどういう所に入りたいのか、というようなことを、それぞれ話をしてみたり、物件を見せに行ったり、そうした上で、そこに移行してもらったと。新宿中央公園も同様の形になっていますけれども、そういうような過程があります。

それで、次は、そういう一つの目標、オリンピックは東京都の目標であって、ホームレスの目標でないのですけれども、こういうことがあるから、人が繁華街の新宿にたくさん来て、大変危険な状態になるよ、と。非常に危ない状況になるよ、という一つの危機感を感じるとか、今後の人生を考える一つのきっかけになっていくことではなかろうかと切実に考えるべきじゃないかということで、これで西口の問題、新宿駅の問題というのは非常に複雑なんですけれども、少なくとも都庁や新宿中央公園を中心とした、いわばホームレス問題の拠点とも言われる場所、ここを解消するぐらいの事業展開をしていった方がよろしいんじゃないかと思います。

ただ、間違った適正化で始まった新宿のホームレス問題は正しい適正化で終息させるべきだろうと考えます。

○岡部委員長 どうもありがとうございます。

33ページから35ページのところに、東京オリンピックという国際的なイベントがありますので、そのことに対して、事前にどういうことを行ったらいいのかということについて一度考える必要があり、また具体的な取り組みも必要だろうということで、この件に関していかがでしょうか。

ひとつ、私の少年期の頃に東京オリンピックがあつて、その時代、1964年かと思えますけれど、それと時代が随分変わって、その時の例えば対策として、どういうことが取られたのかということは、一つ確認をしていただいて、あと、やはりこういう大きなことについては、諸外国であるとか、あるいは国内的にもそういうことを行った場合についての一定取り組みとしては、さっきお話があつたように、施行例ですね。諸外国では非常にコンフリクト（対立）が起きて、強制的にということもありましたので、そういうことがないように行うにはどうしたらいいのか。一定の備えは必要かと思いますので、このところで、計画の中でも大都市特有のことというところについての取り組みも考えていかなければいけないと思えますけれども、何かございますか。

今、笠井委員から、私が言いましたということでお話がありました。

○岩田委員

質問なんですけれども、この項目は、新宿区から自発、自発というのは変な言い方ですけど、そういうこともやらなきゃいけないな、ということで出てきたのか、それとも、東京のオリンピック準備委員会あたりから何となく流れてきた話なののでしょうか。

ちょっと、お聞かせください。

○岡部委員長 では、論点にされた理由について。

○生活福祉課長

すみません。オリンピックだからこそというわけではないのですが、オリンピックが始まる——招致が完全に決まりましたので、これからいろいろな工事が始まるだろうということで、全国から様々な方が東京に集まってしまうのではないかと考え、入れようと思ったところでございます。

実際に競技会場につきましては、新宿の場合ですと、国立競技場の工事がございますが、

これは、オリンピックがなかったとしてもラグビーの大会がありますので、国立競技場自体は改装するという話がございました。そのほかに、特に東京湾の周辺の地区については、今回、いろいろと手が入るような話も聞いていますので、そのタイミングがいつから手が入るかも分らない状況がありますが、今回ご議論いただいています第Ⅲ期の計画につきましても一応４年間の計画ではございますが、その間に、恐らく、工事自体は始まると思っています。

その関係で、工事が始まった段階で、そこまで人が雇えるか、雇えないか、全国から集まった人がそこで働ければ問題はないのかもしれませんが、そこで働けない方がいた場合に、新宿とは限りませんが、東京の地でホームレスになってしまう可能性もあると考えましたので、今回、このような形で項目に入れさせていただきました。東京都に言われたということではございません。

○岡部委員長

これは当然、新宿区と東京都、国とのすり合わせは、今後必要になってくるでしょうね。先へ進ませていただいて、重点の（６）ですね、「アセスメントと情報共有」ということで、第Ⅱ期推進計画では５１ページですが、「資料５」では６ページの囲んだ所です。それと「資料４」では２２ページにございます。この件に関してご意見いただければと思います。

いかがでしょうか。これを出された方がいらっしゃると思いますので、お話し下さい。

○大西委員

多分、僕が出したと思いますが、第Ⅱ期の時にアセスメントを進めていくということがもともと書いてありましたが、それをより具体的に、どういうことをやるのかということ事務局の方ともやり取りして、私なりの方法で考えました。

どこまで具体的な話がその場で提案できるかというのは、少し難しい部分もあるとは思いますが、一つは、生活困窮者自立支援法のモデル事業で、いろいろなアセスメントシートとかプランシート等のフォーマットというのが出てはいるので、そういったものをかなり参考にしながら、実際はつくっていくのがいいのかなと思っていたりとか、あと、もとより、これに力を入れて提案したいというわけではないんですけど、例えば、それはフォーマットを事務局の方にお送りしましたが、千葉市でＤＶ被害に遭われた方がご相談に

来た時に、何度も同じ説明を窓口でするというのは非常に大変だということで、プランシートみたいなものをDV支援という女性団体の人たちと千葉市との協働でつくっていたりとかというものがあったりするので、そういうほかの地域の取り組みとかを参考にしつつ、そういったものをつくってもいいかなと。

これは、ふだんの支援の現場でそう感じていることで、例えば、今日も、実は「もやい」の相談日なんですけれども、午前中の相談を引き受けてきたんですが、例えば、ふだんからいろいろお話をして、やっと窓口である新宿に最初に行って、じゃ、そういう制度の申請をするかというときに、我々も一応お話を聞き取ったりとか、生活している仲間等の話を聞いて、一緒に考えていくということなんですけど、そこでいろいろな支援団体や女性機関と連携できると、情報の齟齬がなかったりとか、お互いがどこまで把握していて、どういったことを共有できるかというところで、個人情報があるので、千葉の自立支援のところのフォーマットでは本人がそれを持っていく、本人が自分で空欄を埋めていたりとか、本人がそれを情報提供することをサインしている形とか、いろいろな地域でそういった取り組みがあるので、何度も同じ話をするのがすごく大変だったりとか、それを書くのが大変だったりとかということで、ハードルを下げるとかということも含めて、そういうのができると連携の一つの具体的な形にはなるのかなとかと思って、それを少し書きました。

あと、本当に、うちは保証人を今、約1,200世帯ぐらい引き受けているんですが、新宿区内だとそんなにはないんですが、結構、個別にケースワーカーさんとやり取りをさせていただいて、状況を知ったりしている部分もあるんですけど、そこでもう少しいい連携ができると、いろいろな方の支援ができるかなと。

多分、例えば「とまりぎ」さんの支援に入っているとか、僕らの支援に入っているとか、例えば笠井さんの所に入っているとかということが、皆あるはあるんですけども、もう少し一人の方について情報共有したいとか、いい連携ができると、その方のリアルな状況が分り支援にあたれると、適切な対応ができるのかなということを日々感じているので、それを提案しました。

○岡部委員長 どうもありがとうございました。

これはある意味では、多くの場で同じことを言わなければいけないことは、共通の情報共有をするということの重要性とそれに伴うフォーマットのようなものも必要でしょう、と

ということなのでしょう。

これは一つは、法令的な観点から個人情報の保護をどうするかということと、共通とはいえ、法令に抵触しない方向で整理をしていかなければいけないということがあります。

それと、生活困窮者自立支援法ですと、アウトリーチを含めて総合相談を行い、その後はカンファレンス、判定をすることになります。そのときに、ホームレスの施策の事業をどのように関連付けていくのかというのは、生活困窮者自立支援法がどのような方向で行くのかということであり、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が生活困窮者自立支援法の中に包含される部分と出る部分が出て来ると考えますので、このようなことを整理したアセスメントシステムの構築というのが大事になってくると考えます。

今後の動向を見ないとわからない点もありますが、この点はいかがでしょうか。

○岩田委員

アセスメントの主体が誰かということなんですけれども、Ⅱ期目のときにあまり何かそういうことをきちんとしなかったのかもしれないのですけれども、もちろん「とまりぎ」のような拠点の相談事業もあるし、アウトリーチもあるし、区役所への相談もあるという、そういう少しアバウトな形でとにかく相談のときのアセスメントをしっかりしようと考えたと思いますけれども、先ほど、岡部先生がおっしゃったように、生活困窮者自立支援法になると、あれはどこかに委託して相談を受けるのですが、支援計画決定のときは行政が決定しますよね。

私は、これはこの話とは別ですけれども、そこところが非常にうまくいくのかなという不安を胸に持ちました。難しいやり方だなと思っているところなんですけれども、ホームレスの場合も、どこが最終的に責任を取って相談体制を組むか、あるいは、アセスメントの、例えばこういうシートみたいのをつくっていくとか、情報共有ということ、あるいはその場合の個人情報保護をどうするかというときに、どこが最終責任を持っているのかというあたりははっきりさせないと、アセスメントをする方も、される方もなかなか難しいことになるのかなと思います。

○岡部委員長

どうもありがとうございます。

では、そのあたりのところは、生活困窮者自立支援法でいくと基礎自治体が責任を持つと

ということになるかと思います。それで委託をした場合に、委託の中でどういう契約を結んでいくことになるかかと思っています。抵触した場合については、どのように対処するのか、行政法とか地方公務員法とかそういうもので規定しておく。また、社会福祉士法でも罰則規定があります。そこで、例えばNPO等はどうするかということになるかかと思っています。

○大西委員

生活困窮者自立支援法のモデル事業の関係ってすごい量があって、モデル実施書はすごい量がありましたよね。15ページとか、プランシートも入れたら、20ページとか、結構、すごい量あるので、ケアプランをつくるみたいな感じで物すごいのがありますので、コンプライアンスはどうなのかなと思っているんですけども、本当に基礎情報とか特性情報とかいうレベルで細かいですね。

だから、そこまではというのは、ちょっとと思いますよね。それは、多分、総合相談窓口という形で実施するときでしょうけど、そういうの、あると思います。

○岡部委員長

一つ一つお話を聞くと、生活困窮者自立支援法というのは、介護保険を下敷きにしています。介護保険の仕組みをそのまま導入するというのが、生活困窮者の対応になじむものと、なじまないものがあるかと考えます。

この件についてまだご意見あるかと思いますが、少しまだ案件がありますので、先に進めさせていただきます。

「資料5」7ページの「その他」の項目のところを見てください。検討項目が8点挙げられています。その他（1）が「ホームレス対策の現状認識の項目の見直し」、その他（2）のところで「推進計画の基本的方向性の項目の見直し」、その他（3）が「区・都・国の役割と分担について」、その他（4）「8つの基本的施策の項目の見直しについて」、その他（5）「巡回相談一時宿泊支援事業について」、その他（6）「地域生活サポート：宿泊所等入所者相談支援事業について」、その最後のページ、その他（7）「自立支援ホームについて」、その他（8）「就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化について」という、「その他」の項目へ進んでよろしいでしょうか。

この点について、第Ⅱ期推進計画では「8つの基本施策」ということを柱にして、前回の会議で第Ⅲ期の計画も基本的には第Ⅱ期の推進計画を見直しつつ、継承するということ

で皆さんのご了解を得たと思います。そこで、その他（４）、第Ⅲ期の推進計画の柱となる項目について、少しご議論いただければと思います。

第Ⅲ期の方向性は、基本的に第Ⅱ期の内容を継承すると思いますが、第Ⅱ期と同じ８つの柱でいいのかどうかということです。

このことを少し考えていかなければいけないと考えますが、その件について。時間が５分で切らせていただきたいと思いますので、ここでご意見いただける範囲でご意見いただいて、その後はまたご意見シートに書いていただき、ご議論の中で、計画策定について進めていきたいと考えております。

また、同じように整理をさせていただいて、見直しについては基本的に継承するということなんですけど、従来のものもこれでよいかということと、新たに何か考えることがあるかということです。そういうことも少しご意見いただければ、あと１０分ぐらいですけど、ランダムにちょっと気のついたことをおっしゃっていただければと思います。

○岩田委員

先ほど、議論したところですけども、もしも生活困窮者自立支援法が通ったときに、年度途中になりますけど、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法というこの法律で実施してきた相談、あるいは全体的なこの推進計画というものが、どういう整理になるかというのが、多分、課題になるかなと思うんですよね。国が出す、何か大枠を出すのか、それぞれのところで考えてくださいということになるのか、ちょっとよく分らないのですけれども。

それはともあれ、やはりホームレス支援はそれに適した団体が、生活困窮者自立支援法を使ったとしてもやるとかですね、何か現実的にはそうなっていくと思いますけど、何もかも、もしかしたら生活困窮者自立支援法に放り込まれてしまうかもしれないという危惧もありますね。

○岡部委員長

貴重なご意見を、ありがとうございます。

生活困窮者自立支援法とホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、この中で具体的にを行うということで、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が生活困窮者自立支援法に吸収される部分と、これはやはり従来行ってきたものを残すべきという、これはそ

ういう精査を当然これからされると思います。

精査されたときに、先ほど出た生活困窮者自立支援法でホームレス事業とは別に行っていたところと、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法で行ったところとは違う、差別化をしたいというところをどのように整理されているかということを見ていくということになるかと思います。

この件は、生活困窮者自立支援法が通って、平成27年4月1日施行になります2年後か3年後ですから、多分そのところで一定精査していくことと思います。この計画はそれを待ってということではないですから、先行して施行し、それでまた新たにそれを見直して新たに作り変えることも考えなければならないと思っております。

続いて、その他（１）「ホームレス対策の現状認識の項目の見直し」のところでしょうか、山田委員、例えば、7ページのところです。新宿区のホームレス支援計画としては非常に区民の方に広報等をされて、また、ホームレスの方々に対しても非常に理解の深い区民の方がいらっしゃいます。例えばこの中で基本的な方向性ということで、その他の（２）の④で、支援団体、また、ホームレス問題に対する理解を深めるよう、区民への啓発に努めるということが書かれておりますけれど、このあたりの区民の皆さんの認識はどうなのでしょう。

○山田委員

なかなか、町内に住む住民の方が、こういったホームレス対策に対しての理解というのは、まだまだ浅いと思いますね。私自身も、ここへ来て、いろいろ資料を見せていただいて、わかることがたくさんあります。今日、お話を聞いている中でも、地域のことがたくさんありました。

先ほど、オリンピックの話もありましたけれども、町会連合会としても、オリンピックの招致に対して署名とか行われてきたわけで、その中でオリンピックが行われることによって生じてくる、先ほどから出ているホームレス問題というのも考えていかなければいけないと思いますし、また、地域とのコミュニケーションですね。支援を受けてアパートに住んでいる方もいらっしゃいますけれども、そういう方たちが従来から住んでいる方たちとのコミュニケーションをどうやって取っていったらいいのかなということがやはり問題ですね。

支援を受けている方に限らず、高齢者問題というのは、長く地域に住んでいる方でも高齢

者の方が孤立しているという現状があるので、その辺も含めて、地域の中でのコミュニケーション、コミュニティの場を、先ほど、カフェみたいな形——カフェも今、地域では、地区協議会というところで「まちカフェ」というのをやっていますけれども、そういうところで、今、高齢者の方が少しずつ集まって来てくれているので、そこにまた支援を受けてアパートに住んでいる方とかですね、そういう方たちにお声かけができるかどうか、あるいはそういう方たちがその場に来ていただけるのかということもあると思うんですね。

ですので、できるだけ町会の、地域のイベントですとか行事にも気軽に参加していただくということで、上手にといいですかね、こういうホームレス問題に関しても地域の方が関心を持っていただいて、また協力出来るところは協力していかなければいけないというのは非常に感じました。ですので、これから、我々が出来ることは何なのか、というようなことを、やはり考えていかなければと思っています。

○岡部委員長

今、山田委員がおっしゃられたことというのは、非常に大事なご意見だと思います。

とりわけ、やはりホームレスに対しての問題認識ですね。そしてまた、ホームレスの方に対する、また、高齢者や高齢者ホームレス以外にも、例えば地域の中で生活をされている方々の居場所、寄り合い的な場所をつくり、共同性をいかに養っていくか。そういうことがホームレスの支援、居場所づくりとなり、その中での交流みたいなものが大事になって来ると考えます。このあたりのことを委員の方々事務局の方々と議論しながら、計画にどのように反映するか、やっていきたいと思います。

時間が5分前になっていますが、少しお時間をいただきまして、何かこの1点、これはぜひ意見として上げておきたいということがあれば、おっしゃっていただければと思います。

1点、今、山田委員がおっしゃったところです。以前、中高年の方から、随分前に聞いたのですが、東京オリンピックとか新幹線には私たちはこう関わったんだという方が路上にいる方々の中に、結構いらっしゃいました。

そういう意味では、今回、東京オリンピックの中で、どれだけ新たな労働の担い手として彼ら、彼女たちがそこに関わるができるかということになります。また同時に、東京のお膝元で開かれるわけですから、区民、都民、国民が一体的にどのようにこれを盛り上げていくのかというのは大事なことです。そういうことでも、この計画というのもオリンピックと一体的に作り上げていくことになろうかと思っています。

今日は、皆さんからご意見シートをいただいて、第Ⅱ期の計画の中での記述と今回の意見から検討課題となっていた論点ということで挙げさせていただきました。

また、この中で当然、まだご意見がおありだったと思いますが、ここで一旦締めさせていただきます、今日、十分議論できなかったこともあります。また、ご意見シートで事務局まで是非出していただきたいと思います。素案として精査していきますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回の日程等について、事務局からお知らせいただければと思います。

○生活福祉課長

事務局でございます。次回の日程でございますけれども、前回、日程のアンケートをいただきまして、11月12日に開催を予定していたところでございますけれども、先ほどから話が出ていますとおり、生活困窮者自立支援法が今、再審議となっておりますので、これが通った段階かとは思いますが、7月31日に改正されました国のホームレスの自立支援に関する基本方針について、若干手直しが入るというような話を聞いているところでございます。

また、これにつきましては、東京都のほうでも、今現在、ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画をつくっております、そちらのほうでも、この新しい法律による国の基本方針の変更を反映するということを11月中旬に作業をするという情報が入ってきておりますので、次回の第3回の会議につきましては、12月に延期をさせていただきたいと考えているところでございます。

そこで、お手数ですが、第3回の日程のカレンダーをお配りしてございますので、既にご都合が入っている日程をご記入いただきまして、事務局までメール、ファックス、電話でも構いませんので、教えていただきたいと考えています。

先ほど、委員長からありました「ご意見シート」、こちらでご用意させていただいた「ご意見シート」ですけれども、今回、論点のまとめですとか、素案の方向性について、今日議論がなかった部分につきましても、何かご意見があれば、こちらの方に出していただきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

また、前回同様ですが、この用紙でなくてはいけないということはありませんので、ワードでもエクセルでも何でも構いませんので、私ども事務局にシートを提出いただけるようをお願いしたいと思います。

締め切りにつきましては、こちらのご意見シートにも記載させていただきますが、11月8日の金曜日までにお送りいただければ助かります。ご協力の程、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○岡部委員長

「ご意見シート」の期限のことについては、出来る範囲でということをお願いします。

それでは、長時間の会議、お疲れさまでした。

次回の日程は、改めて事務局よりお知らせをさせていただきたいということです。

では、これで閉会をしたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後4時閉会